

# 名札の着用について

(平成13年5月28日岩警第607号警察本部長)

各 部 長  
各 所 属 長

岩手県警察職員記章等の取扱いに関する訓令(昭和42年岩手県警察本部訓令第11号。以下「訓令」という。)を改正し、平成13年6月1日から名札を着用することとしたところであるが、職員の名札の着用については、次のとおり取り扱うこととするのでその運用に誤りのないようになされたい。

## 記

### 1 着用範囲

(1) 訓令第3条の2第2項に規定する「受付業務、各種相談、証明、許可事務等住民と対応することが予定されている業務」(以下「名札着用業務」という。)とは、次の業務をいうものである。

- ア 庁舎の受付及び施設見学者等の案内
- イ 遺失・拾得物の受理及びその還付又は交付
- ウ 情報の公開に関する事務
- エ 留置場受付における接見申出受理及び差入等物品の授受
- オ 警察活動全般についての意見、要望及び苦情の受理等広聴活動
- カ 広報に関する活動
- キ 警察署協議会、県警を語る会等部外の意見を聴く会議、会合等の実施
- ク 警察安全相談、ハイテク犯罪相談、少年相談
- ケ 防犯対策に関する事務
- コ 風俗営業、警備業、古物営業及び質屋営業の許可、届出、申請等の受理に関する事務
- サ 銃砲又は刀剣類所持の許可申請等の受理、危険物及び火薬類の運搬の届出並びに猟銃用火薬類の譲渡等の許可に関する事務
- シ 本部における性犯罪関係相談及び知能犯罪・暴力団関係相談
- ス 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る事務
- セ 交通事故、交通取締及び交通規制に関する相談
- ソ 道路交通法に規定する通告に関する事務
- タ 交通規制の対象から除く車両の標章の交付に関する事務
- チ 通行許可、設備外積載の許可及び道路使用許可に関する事務
- ツ 駐車許可及び自動車保管場所証明に係る事務
- テ 運転免許証の発給、更新、再交付及び記載事項変更に関する事務等運転免許に関する事務

(2) 訓令第3条の2第2項に規定する「庁舎」には、交番、駐在所を含まないものとする。

### 2 会議等における名札の着用

県警察が主催する会議であって、部外の意見を聴くための警察署協議会等の会議に出席するときは、庁舎外であっても名札を着用するように努めること。

### 3 その他

(1) 幹部職員の率先した着用

責任者として市民と対応することの多い警部(相当職を含む。)以上の職員(以下「幹部職員」という。)については、率先して名札を着用するよう努めること。特に、名札着用業務における職員の対応について苦情の申出がなされた場合に、当該業務の窓口において苦情の申出人と対応するときは、名札を着用すること。ただし、業務内容及びその他の事由により、業務に支障がある場合はこの限りでない。

(2) 担当者の明確化

名札着用業務のほか、庁舎内において住民と対応する業務に職員が従事するときは、積極的に氏名を告知するとともに、名刺等を交付するなどして担当者の明確化を図ること。

(3) 宿・日直勤務

名札着用業務に当たる職員が、宿・日直勤務に従事するときは、名札の着用は要しない。